

令和4年3月23日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
庶務理事 蔵並 貴子

ウクライナ国民への医療支援について（お願い）

標記につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

ウクライナ国民への医療支援について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、日本医師会長から文書が参りましたので、ご案内申し上げます。

今般、日本医師会では、ウクライナ国民への医療支援を目的として、世界医師会を通じて1億円を寄附するとともに、全国の医師会及び会員の先生方からの支援金を承れるよう寄附金口座を開設したとのことです。

つきましては、本趣旨にご賛同いただきますとともに、貴会会員への周知方つき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 支援金受付

銀行名：三井住友銀行 神田支店

口座番号：普通預金 3549308

口座名：公益社団法人 日本医師会 ウクライナ医療支援金

フリガナ名：シヤニホシカイ ウクライナイリヨウケンギン

* 手数料は各自ご負担願います。

* 税務上の取扱い（別紙1参照）

2. 受付期間 令和4年3月9日～4月15日

3. 支援金申込書

支援金申込に際しては、別紙2「支援金申込書」に必要事項をご記入のうえ、日本医師会経理課へご送付ください。

(事務担当：総務課)



日医発第 938 号 (総 138)

令和 4 年 3 月 9 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
(公印省略)

ウクライナ国民への医療支援について (お願い)

標記の件につきましては、去る 3 月 8 日付日医発第 931 号 (総 135) の書面をもって、本会より 1 億円の寄附を行う旨、ご案内いたしました。

そのなかでも触れましたように、全国の医師会及び会員の先生方からの支援金を承れるよう、鋭意準備を進めてまいりましたが、このほど寄附口座を開設するに至りました。

つきましては、貴会におかれましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会管下郡市区等医師会及び会員各位のご協力につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

追って、支援金の配賦については、改めてご報告いたします。

支援金の送付方法は、下記のとおりです。

記

1. 支援金受付

銀行名 : 三井住友銀行 神田支店

口座番号 : 普通預金 3549308

口座名 : 公益社団法人 日本医師会 ウクライナ医療支援金

フリガナ名 : シヤニホシカイ ウクライナイリヨウシエンキン

* 手数料は各自ご負担願います。

* 税務上の取扱い (別紙 1 参照)

2. 受付期間 令和 4 年 3 月 9 日 ~ 4 月 15 日

3. 支援金申込書

支援金申込に際しては、別紙 2 「支援金申込書」に必要事項をご記入のうえ、本会経理課へご送付ください。



「ウクライナ国民への医療支援金」の税法上の取扱いについて

この度の支援金の税法上の扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金の控除（所得控除又は税額控除）、法人（医療法人等）の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

なお、税法上の取扱いについて詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課

電話：03-3942-6486（直通）

支援金申込書

(兼 領収書発行依頼書)

公益社団法人 日本医師会
会長 中川 俊男 様

下記の通り支援金を申し込みます。

件名	ウクライナ国民への医療支援のため	
領収書発行	必要 不要	
支援金額	円	
ご芳名 お名前又は法人名 (領収書宛名)	(フリガナ)	
住 所 (領収書発行先)	(フリガナ)	
	〒	都道府県 市区町村
連絡先	担当者名	
	電話番号	

振込情報 (入金照合用)	
振込日 (予定日)	月 日
振込人名義	(ご芳名と振込人名義が異なる場合ご記入下さい)

本申込書を日本医師会経理課宛にお送り下さい

郵送：〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

FAX：03-3942-6504 電子メール：keiri@po.med.or.jp

領収書日付は支援金口座入金日です (地区医師会等で支援金をとりまとめの場合は、地区医師会等からの入金日です)

事務局記入欄		
受付日	月 日	備考
入金日	月 日	
領収書 No		



日医発第 931 号 (総 135)
令和 4 年 3 月 8 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中川俊男
(公印省略)

ウクライナ国民への医療支援のための寄附金の支出について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る 2 月 24 日より開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、多くのウクライナ国民に多大なる被害が出ていることが、連日報道されています。

日本医師会は、この事態を大変憂慮し、ウクライナ国民に対する医療支援を目的として 1 億円を寄附することを本日開催いたしました第 34 回常任理事会にて緊急で決定いたしました。

当該寄附金は世界医師会に送金し、ウクライナ国民への医療支援のために用いるよう、その活用を一任いたします。

なお、現在、多くの会員の先生方からも、ウクライナ国民に対する支援の申し出をお寄せいただいております。そうした篤志にお応えするべく、本会では支援金を承るための口座開設を急いでおります。準備が整いましたら、その旨改めてご連絡いたしますので、引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

